

よくあるお問合せ

申請書の記載方法について

様式第2号「地方基準点数」

Q.「暴力団排除への取組の有無」で令和8年1月に受講した場合は評価されますか？

A.新宮市および串本町での講習は令和8年1月以降に開催される予定です。これらの開催地で講習を受講予定の方は、申請時には受講修了書を添付できません。この場合には、「1」を記入し申請書提出時に窓口で申し出てください。受講後、令和8年2月27日（金）までに、受講修了書を提出いただければ加点します。なお、期間内に提出がない場合は加点できません。

Q.「完全週休二日制への取組の有無」について、教えてください。

A. 審査基準日において就業規則等で完全週休二日制を規定し、労働基準監督署に届け出ている場合に、入札参加資格を有する全業種に対して、30点が加点されます。

なお、完全週休二日制とは「毎週必ず2日間の休みがある制度」を指します。

休日は必ずしも連続していることを要せず、また、週によって曜日が異なる場合や2日間の休みに祝日を含める場合も差し支えありません。

『申請の手引き』にも記載していますので、ご参照ください。

様式第3号「建設キャリアアップシステム登録者一覧表」

Q. なぜ建設キャリアアップシステム登録者だけにしか加点されないのですか。

また、建設キャリアアップシステムに登録するにはどうすればいいですか？

A. 令和4・5年度から、労働安全衛生法関係の有資格者に加え、建設キャリアアップシステム登録者にも経過措置として並行して加点しておりましたが、令和8・9年度から建設キャリアアップシステム登録者に一本化します。登録については、以下のURLから登録をお願いします。

<https://www.ccus.jp/p/application>

登録には簡略型と詳細型がありますが、どちらで登録するかは問いません。

様式6号「技術職員・CPD取得者数一覧表」

Q. 取得している全ての資格を書く必要がありますか？

A. 入札参加資格を申請する業種に対応する資格を全て記入してください。

ただし、同一資格で1級と2級の両方を取得されている場合は、上位である1級の資格のみを記入してください。

また、申請と関係のない業種に関する資格については記入する必要はありません。

様式7号「職員名簿（技術者以外）」

Q. 従業員でも備考欄にその旨の記載は必要ですか？

A. 必要ありません。個人においては代表者との続柄等、法人においては取締役等の役職がある場合に記入してください。

様式9号「重機・資材・緊急対応関係様式集」

Q.「災害時等緊急対応重機の所有基準」において、評価対象となる重機がリース契約の場合、「ファイナンスリース契約に限る」とありますが、ここでいう「ファイナンスリース契約」とはどのような契約を指しますか？

A. 様式 第9号の2（災害時等対応重機及び運転者調書）にも記載しているとおり、「将来的に所有権を得ることを前提としたリース契約」を指します。よって、所有権を得ることを前提としないレンタル契約は対象外です。

様式 10 号「資本・人的関係のある関連業者届出調書」

Q. 新規と変更のどちらに○をつければいいですか？

A. 定期受付においては全て「新規」に○をつけてください。以降、変更事由が発生した際の届け出は変更に○をしてください。

Q. 該当がない場合は不要ですか？

A. 必要です。該当なしと記入して提出してください。

添付書類の記載方法について

添付書類イの 2 の 1

Q. 取締役と株主等を兼ねている場合、併記が必要ですか？

A. 必要です。記入してください。

Q. 取締役で所有株数等が 5/100 に満たない場合でも、所有株数の記載は必要ですか？

A. 必要です。所有株数を記入してください。肩書きは「取締役」だけで構いません。

Q. 記載順は決まっていますか？

A. 別段の決まりは設けていません。

添付書類オ「労働保険料納付証明書（和歌山県提出用）」

Q. 様式オ「労働保険料納付証明書」は必須ですか？

A. 原則は適用事業所が提出するものとなります。

ただし、労災保険の特別加入を行っている場合等は提出してください。

なお、和歌山労働局への届け出と異なる内容を記入すると確認ができません。その場合は申請者自身で和歌山労働局において証明書を取得したうえで提出願います。

Q. 雇用保険の適用事業所ではありませんが、労災保険の任意加入をしています。この場合、どうしたらいいですか？

A. その場合は、「雇用保険事業所番号」欄は記入せず、「労働保険番号」欄に労災保険の番号を記入してください。

添付書類カ「社会保険料納入確認（申請）書（和歌山県提出用）」

Q. 添付書類カ「社会保険料納入確認（申請）書（和歌山県提出用）」は必須ですか？

A. 添付書類オ同様、原則は適用事業所が提出するものとなります。

任意加入されている場合等でも提出してください。

なお、年金事務所への届け出と異なる内容を記入すると確認ができません。その場合は申請者自身で年金事務所において確認書を取得したうえで提出願います。

添付書類キ「和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書」

Q. 従来どおり県税の納税証明書を添付することで、「和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書」の添付を省略することはできますか？

A. できません。基準日時点での未納の有無について、技術調査課から税務担当部署に照会しますので、必ず、「和歌山県税に未納がないことの誓約書 兼 情報提供の同意書」を添付してください。

なお、照会の結果、未納が発覚した場合など、個別に納税証明書の提出を求める場合があります。